

## 1 保育所利用者負担

## (1) 新制度 (国基準)

階層区分		3歳児未満		3歳児以上		推定年収
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	～260万円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	～330万円
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円	～470万円
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円	～640万円
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円	～930万円
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円	～1130万円
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円	1130万円～

## (2) 現行基準

(カッコ内の数字は国基準)

階層区分		保育料月額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護世帯	0円 (0)	0円 (0)	0円 (0)
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得税非課税世帯)	0円 (9,000)	0円 (6,000)	0円 (6,000)
第3階層	市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	12,700円 (19,500)	10,700円 (16,500)	10,700円 (16,500)
第4階層	所得税額 40,000円未満	21,000円 (30,000)	18,900円 (27,000)	18,900円 (27,000)
第5階層	所得税額 103,000円未満	31,200円 (44,500)	28,800円 (41,500)	27,100円 (41,500)
第6階層	所得税額 413,000円未満	42,700円 (61,000)	31,600円 (58,000)	27,100円 (58,000)
第7階層	所得税額 734,000円未満	56,000円 (80,000)	31,600円 (77,000)	27,100円 (77,000)
第8階層	所得税額 734,000円以上	(104,000)	(101,000)	(101,000)

※市基準、国基準ともに2人目は半額、3人目以降は0円

## 2 幼稚園利用者負担

### (1) 新制度 (国基準)

階層区分	利用者負担額(月額)	推定年収
①生活保護世帯	0円	—
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円	～270万円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	～360万円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	～680万円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	680万円～

### (2) 現行の利用者負担

- ・入園料 70,000円
- ・月額保育料 (平均23,253円、入園料込の平均25,197円)

	3歳児	4歳児	5歳児
A	24,000円	22,000円	22,000円
B	26,000円	24,000円	24,000円
C	24,100円	22,100円	22,100円
D	22,000円	20,000円	20,000円
E	26,500円	25,000円	25,000円
平均	24,520円	23,183円	23,183円

### (3) 幼稚園就園奨励費

世帯の所得状況に応じて入園料又は保育料を減免する措置を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金

(カッコ内の数字は月額に換算した額)

階層		1人目	2人目※	3人目※
第1階層	生活保護世帯	年額 308,000円 (25,667)	年額 308,000円 (25,667)	年額 308,000円 (25,667)
第2階層	市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	年額 199,200円 (16,600)	年額 253,000円 (21,083)	年額 308,000円 (25,667)
第3階層	市町村民税所得割課税額 0円を超、 第1基準以下の世帯	年額 115,200円 (9,600)	年額 211,000円 (17,583)	年額 308,000円 (25,667)
第4階層	市町村民税所得割課税額 第1基準額を超、 第2基準額以下の世帯	年額 62,200円 (5,183)	年額 185,000円 (15,417)	年額 308,000円 (25,667)
第5階層	上記区分以外の世帯	年額 13,800円 (1,150)	年額 154,000円 (12,833)	年額 308,000円 (25,667)

※小学校1～3年生の兄弟がいる場合も含む